

ぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかいようこう
文京区障害者地域自立支援協議会要綱

ぶんふくしょうだい	ごう	へいせい	ねん	がつ	にちくちようけつてい
19文福障第1705号		平成20年	2月	18日	区長決定
ぶんふくしょうだい	ごう	へいせい	ねん	がつ	にちいちぶかいせい
19文福障第2191号		平成20年	3月	31日	一部改正
ぶんふくしょうだい	ごう	へいせい	ねん	がつ	にちいちぶかいせい
23文福障第2692号		平成24年	3月	30日	一部改正
ぶんふくしょうだい	ごう	へいせい	ねん	がつ	にちいちぶかいせい
24文福障第688号		平成24年	6月	1日	一部改正
ぶんふくしょうだい	ごう	へいせい	ねん	がつ	にちいちぶかいせい
24文福障第2127号		平成25年	4月	1日	一部改正

もくてきおよ せつち
(目的及び設置)

だい じょう しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ
第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
(へいせい ねんほうりつだい ごう だい じょう ごう こう きてい もと しょうがいしゃとう
(平成17年法律第123号)第89条の3号1項の規定に基づき、障害者等
がじりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとなん かんけいきかんとう
が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と
れんらく はか しょうがいふくし かん かだい きょうぎ おこな しょうがいしゃ
連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者
そうだんしえんじぎょう ちいき しょうがいしゃとう しえん ほうさく そうごうてき すいしん
相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進
していくことをもくてきとして、ぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい い か きょうぎかい
という。)を設置する。

きょうぎじこう
(協議事項)

だい じょう きょうぎかい つぎ かか じこう きょうぎ
第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) しょうがいしゃそうだんしえんじぎょうなど かん
障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) ちいき かんけいきかん こうちくなど かん
地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) しょうがいしゃそうだんしえんじぎょうとう たずさわるもの のうりよくかいほつ かん
障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) けんりようご とりくみ かん
権利擁護の取組に関すること。
- (5) しゅうろうなどしゃかいせいかつ しえん かん
就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) たちいき しょうがいふくし ぞうしん かん ひつようじこう
その他地域の障害福祉の増進に関し必要事項。

そしき
(組織)

だい じょう きょうぎかい つぎ かか もの くちよう いしょくまた しめい
第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱又は指名するものを
いいん
委員とする。

- (1) がくしきけいけんしゃ めいいない
学識経験者 2名以内
- (2) せいしんかいし めい
精神科医師 1名
- (3) しょうがいしゃそうだんしえん かん
障害者相談員 1名
- (4) べつびようだい かか きかん すいせん もの
別表第1に掲げる機関から推薦のあった者
- (7) べつびようだい かか しょく もの
別表第2に掲げる職にある者
- (8) たくちよう ひつよう みとめたもの
その他区長が必要と認められた者

いいん にんき
(委員の任期)

だい じょう ぜんじょう いいん にんき ねんない ほけついいん にんき ぜんにんしゃ ざんにん
第4条 前条の委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任
きかん
期間とする。ただし、再任を妨げない。

かいちょうおよ ふくかいちょう
(会長及び副会長)

だい じょう きょうぎかい かいちょうおよ ふくかいちょう お
第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

かんじ
(幹事)

だい じょう かいぎ うんえい ほさ きょうぎかい かんじ お
第6条 会議の運営を補佐するため、協議会に幹事を置く。

2 幹事は、別表第3に掲げる職にある者をもって充てる。

かいぎ
(会議)

だい じょう きょうぎかい かいちょう しょうしゅう
第7条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員及び幹事以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

せんもんぶかい
(専門部会)

だい じょう きょうぎかい もと せんもんぶかい い か ぶかい お
第8条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、協議会が指定する事項について調査研究する。

3 部会は、会長の指名する者をもって構成する。ただし、障害のある当事者を中心として構成する部会については、会長の指名する者及び公募により決定した者をもって構成するものとする。

4 部会に部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

5 部会は、部会長が招集する。

6 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告する。

7 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。

しゅひぎむ
(守秘義務)

だい じょう きょうぎかいおよ ぶかい しゅつせき もの きょうぎかい うんえいじょうし え ひみつ
第9条 協議会及び部会に出席した者は、協議会の運営上知り得た秘密や
こじん かん じょうほう ほか も
個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

しよむ
(庶務)

だい じょう きょうぎかい しよむ ふくしよしょうがいふくしか しより
第10条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

いにん
(委任)

だい じょう ようこう さだ きょうぎかい うんえい かん ひつよう じこう
第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、

かいちょう べつ さだ
会長が別に定める。

ふ そく
付 則
しこうきじつ
(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

いいん にんき とくれい
(委員の任期の特例)

2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成2年3月31日までとする。

ふ そく
付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

ふ そく
付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

ふ そく
付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

ふ そく
付 則

しこうきじつ
(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

こうぼてつづき
(公募手続)

2 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する。

こうぼ てつづき
公募の手続については、この要綱の施行の前日においても行うことができる。

べつひょうだい だい じょうかんけい
別表第1 (第3条関係)

ふくしかんけい 福祉関係	ぶんきょうくしゃいふくしきょうぎかい 文京区社会福祉協議会 みんせい じどういんきょうぎかい 民生・児童委員協議会	めい 1名 めい 1名
しゃかいふつき しゅうぎょうかんけい 社会復帰・就業関係	いいたばしこうきょうしょくぎょうあんていじょ 飯田橋公共職業安定所 とりつせいしんほけんふくしせんたー 都立精神保健福祉センター	めい 1名 めい 1名
そうだんしえん じぎょうしゃかんけい 相談支援事業者関係	くないとうきょうとしていそうだんしえん じぎょうしゃ 区内東京都指定相談支援事業者	めい 3名以内
しょうがいしゃしえんしせつかんけい 障害者支援施設関係	くないしょうがいしゃしえんしせつ 区内障害者支援施設	めい 4名以内

べっぴょうだい だい じょうかんけい
別表第2 (第3条関係)

くしよくいん いいん 区職員 委員	ちてきしょうがいしゃふくしし 知的障害者福祉司 しんたいしょうがいしゃふくしし 身体障害者福祉司 せいしんほけんそうだんいん ほけんし 精神保健相談員 (保健師)
----------------------	--

べっぴょうだい だい じょうかんけい
別表第3 (第6条関係)

くしよくいん かんじ 区職員 幹事	ふくしぶふくしせいさくかちょう 福祉部福祉政策課長 ふくしぶしょうがいふくしかちょう 福祉部障害福祉課長 ふくしぶふくし しよちょう 福祉部福祉センター所長 ほけんえいせいぶよぼうたいさくかちょう 保健衛生部予防対策課長 ぶんきょうほけんじよほけん しよちょう 文京保健所保健サービスセンター所長
----------------------	---